

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

魅力ある観光地づくり事業

(関係省庁名)

観光庁

事業の概要

(事業内容)

1. 中長期雇用に資する事業

(1) インフラ整備事業

財源：「地域雇用創出推進費」(総務省)
事業主体：要件なし

<例>

○新たな観光の魅力創出

- ・観光体験型施設(外湯、足湯、伝統産業体験施設等)の整備又は改修
- ・観光資源の再建、修復

○観光客の受入環境の整備

- ・観光案内所等の設置・改修
- ・観光地のトイレ、遊歩道等の整備

○宿泊施設の維持等

- ・宿泊施設の耐震補強・防火対策
- ・廃業ホテル・旅館の撤去

(2) ソフト事業

財源：「ふるさと雇用再生特別交付金」(厚生労働省)
「地域雇用創出推進費」(総務省)

事業主体：「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用する場合は、
実施主体は民間企業等(都道府県、市町村の直接実施は不可)

<例>

○新たな観光の魅力創出

- ・農林水産業や伝統産業、自然等を活用した田植え・稲刈り体験、里山のトレッキング、底引き網体験、伝統工芸体験、エコツアー等の体験ツアーの開発・販売及び人材育成等を含めた体制整備
- ・地域の地場産品を活用した直売所の新設、朝市の開催

○観光客の受入環境の整備

- ・観光案内所、道の駅等における案内員の増員等による観光情報提供の充実
- ・地域の観光情報、歴史、自然、産業等に通じた観光ガイドや外国人へのガイドを行うことができる通訳案内士を活用した観光案内体制の整備
- ・観光地等における駐車場等におけるガードマンの増員、または放置自転車対策としての整理員の増員
- ・人力車等による観光案内、レンタサイクルの貸出

2. 短期雇用に資する事業

(1) インフラ整備事業

財源：「地域雇用創出推進費」（総務省）
事業主体：要件なし

<例>

- 観光客の受入環境の整備
 - ・観光案内板の増設、整備

(2) ソフト事業

財源：「緊急雇用創出事業」（厚生労働省）
「地域雇用創出推進費」（総務省）

事業主体：民間企業等、都道府県・市町村による直接実施も可

<例>

- 観光客の受入環境の整備
 - ・IT機器を活用した観光情報の電子化（データベース化）、多言語化等の推進
 - ・旅行出発前の観光地案内情報の提供システム（旅程作成支援、観光情報検索）の開発
 - ・観光地における観光マップ等の作成
 - ・地域一体となった観光振興の取組みを牽引する観光地域プロデューサーの活用
- 魅力ある観光地づくりのための基礎調査
 - ・観光地への交通需要調査の実施
 - ・観光入込客統計・観光消費額統計の実施
 - ・旅行者の満足度調査の実施

上記事業メニューを選択することにより、魅力ある観光地づくりを図るとともに、雇用創出を支援する。なお、事業メニューの選択については、市町村の自由設計とするが、「ふるさと雇用再生特別交付金」制度を活用する事業については、民間企業・NPO等が実施主体であることに留意する。

(関係者の役割)

1. 市町村 運営委託先の選定・監督、施設や設備の整備、連携体制の構築等
2. 都道府県 都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築等
3. 国 事業運営全般や実施計画策定等に関する相談・助言、まちづくり団体等への協力要請等

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

(期待される効果)

定性的効果：

観光地の魅力向上による観光交流人口の拡大により、

- ・地域コミュニティの活性化
 - ・地域経済の活性化
- を図る。

(先行事例)

- ① 北海道 富良野・美瑛広域観光圏（スノートレッキング等の多様な体験プログラムの提供、外国人対応が可能な観光案内所の運営）
- ② 三重県 伊勢志摩地域観光圏（海女小屋体験等の多様な体験プログラムの提供、リスニングガイドの導入等による外国人観光客の受入体制の整備）

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省観光庁総務課企画室 課長補佐 軽部 / 係長 丹下

電話番号：03-5253-8111（内線 27-112、27-117） / ファックス：03-5253-1563